

8月の空に…



Uni-Voice

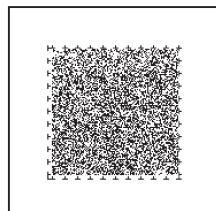
最後の、にはみんなが思う
言葉を書いてみてください。
私は、ともに生きあう世界をつくるに
しました。一人一人の命が本当に大切に
される社会にしたいです。



この空の色が
二度とかなしみの色で
そまらないようにな
「過ちは繰り返さない」
その誓いを忘れないように
私の小さな手でもできること
戦のない世の中にするために
できることを一つずつ
8月の空に向かって
私は誓う

日	月	火	水	木	金	土
						1
8月15日 戦没者を追悼し、平和を祈念する日						
1945(昭和20)年8月15日、日本は無条件降伏し、第二次世界大戦が終結しました。その後、戦争の過ちと惨禍を反省し、平和を誓うため、全国戦没者追悼式が行われていましたが、1982(昭和57)年4月から、戦争を知らない世代に平和の意義を伝えるため、この日を「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」とすることが閣議決定されました。						
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 山の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2026
8月



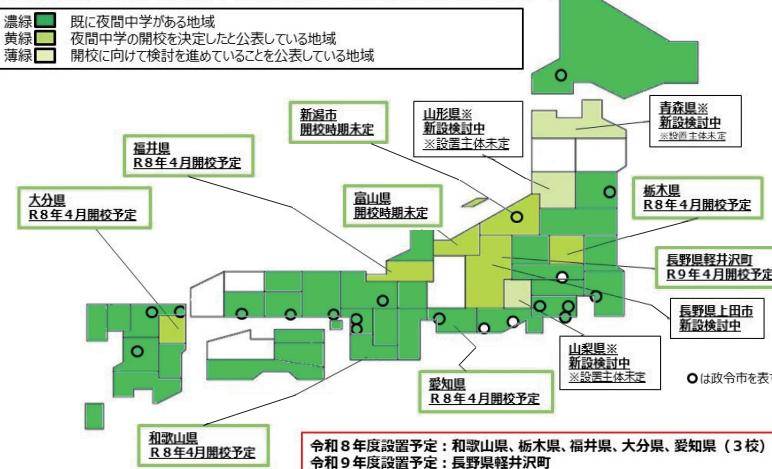
Uni-Voice



義務教育を修了しないまま学齢期を過ぎた人や、
不登校など様々な事情で、十分な教育を受けられず
中学校を卒業した人、外国籍の人などの、義務教育
を受ける機会を保障する学びの場です。【授業料は
無償、週5日間の授業です】

◆26都道府県・15指定都市に62校設置 (R7.4現在)

*域内に指定都市を除く市町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。



「学ぶことは、あなたにとって？」と聴かれたら…

ひと人は、いくつになっても
2025(令和7)年の春、岡山市立岡山後楽館中学校に、岡山県初の公立夜間中学が開設されました。そこで、新入生12名(17~88歳)の“学び直しへの想い、から、「学ぶ」ことの意味について、改めて考えてみませんか。

中学校の勉強を、もう一度学び直したい。**「学ぶことは 生きること!!**
私たちには、この決意を胸に、今、ここにいます。【新入生代表 (81歳)】

中学生を味わっていないので、本当に新鮮。文字を書くにしても、分かつたふりをしてこれまで生きてきた。やっと、**「学び」の場所でスタートできた!!**【新入生 (72歳)】

中学校時代には、学校に通えない日が多くだったので、夜間中学の話を聞いて、**「もう一度、学校に通ってみたい!!**と、入学を決めました。【新入生 (17歳)】

※夜間中学に係る情報は、こちらから得ることができます。

やさしい日本語や英語、韓国語、中国語の資料 (二次元コード)
なども用意されています。必要に応じて、ご活用ください。



いろんな人たちと出会い、互いに励まし合って、学ぶことの**「楽しさ、や、ともに生きる勇気、元気、が…!!**

九州初の公立夜間中学「福岡きぼう中学校」(2022(令和4)年4月20日)が、福岡市に開校しました。

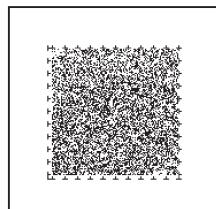
「学ぶことは、人として自分らしく生きること!!

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 敬老の日	22 国民の休日	23 秋分の日	24	25	26
27	28	29	30	9月10日～16日 自殺予防週間 <small>じ さつ よ ほ う しゅう か ん</small> 「自殺対策基本法:2006(平成18)年10月28日施行」第7条2項において、9月10日～16日を自殺予防週間(自殺対策強化月間は3月)と位置付け、同法及び「自殺総合対策大綱」に挙げる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、相談事業及び啓発活動が実施されています。		

9月21日 世界アルツハイマーデー及び月間

世界保健機関(WHO)と国際アルツハイマー病協会(ADI)により、1994年から毎年9月21日を、アルツハイマーを考える日として制定されました。また、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、アルツハイマー・認知症への理解を深めるために、世界各国で様々な取り組みが行われています。

9月 2026

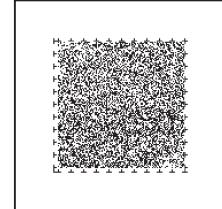


Uni-Voice



じょう ほう だい じょう ぶ その情報、大丈夫？

じょう ほう ただ つか ～インターネットの情報を正しく使おう～



Uni-Voice

現代は、誰もが簡単にインターネットで発言、発信できる時代です。それは便利である反面、不確かな情報が短時間で拡散されやすくなる、というリスクもあります。中にはデマ情報（フェイクニュース※）によって、傷つき、苦しんでいる人もいます。悪意があり故意に相手を傷つけること（誹謗中傷）はもちろんいけませんが、知らず知らずのうちに、良いことだと思って間違った情報を発信したり、拡散したりしてしまうケースもあります。そうすることで、無関係な人が大勢の人から誹謗中傷を受けるなど、重大な人権侵害を引き起こすことになります。

誰もが簡単にインターネットで発言できるということを意識し、ひとりひとりが、世の中にあふれている情報を簡単に信じすぎないようにしましょう。そして、自分でその情報が正しいかどうかを判断し、有効に活用しましょう。

※フェイクニュースとは、偽の情報でつくられたニュースのことです。多くはインターネット上で拡散されます。



いいね！の数が多いほど…？



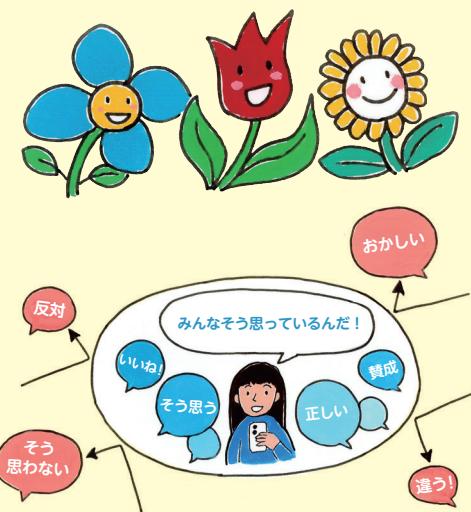
SNS や動画サイトでは、注目度が「いいね！」の数で表されます。そのため、極端な主張や過激な表現を使うなどして、注目を得ようとする人もいます。インターネットの情報が正しいかどうかは、「誰が」発信した情報なのか自分で確認し、見極めることが大切です。



「いいね！」の数が多い=正しい情報とは限らないよ！
「注目されたい！」と思って、誹謗中傷や差別的な発言、根も葉もないわざ話、不安な気持ちにさせることを目的としたフェイクニュースもあるよ！

じぶん ちが かちかん もひと
自分と違う価値観を持った人はたくさんいる！

SNS で自分と似た興味・関心をもつユーザーを多くフォローや検索するうちに、同じような意見や価値観にばかり触れるようになります。そして、その意見や価値観が多く存在し、“正しい”と錯覚（勘違い）してしまうことが起こります。自分と違う意見や価値観がたくさん存在することを認識しましょう。

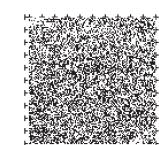


日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
10月17日 貧困撲滅のための国際デー	ひんこんぼくめつ こくさい	1987年10月17日、10万人を超える人々が極度の貧困、飢餓、暴力の犠牲者に敬意を表すため、フランス・パリのシャイヨ宮の「人権広場」に集まつたことをきっかけに、1992年12月22日の国連総会で標記国際デーが制定されました。				
4	5	6	7	8	9	10
11	12 (スポーツの日)	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

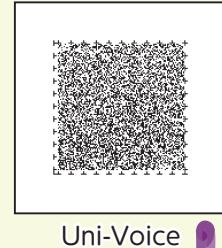
10月 高年齢者雇用促進月間

厚生労働省は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高年齢者等のための総合的な雇用・就業対策を推進しており、この施策の効果を高め、高年齢者雇用が一層進展するよう、毎年10月を「高年齢者雇用促進月間」と定め、事業主をはじめ、広く国民全体の理解と協力を求ることを目的とした各種啓発広報等の事業を展開しています。

10月 2026



Uni-Voice



はんざいひがいしゃ かぞくじんけん はいりよ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

くにまいとし がつにち がつついたち
国は毎年 11月 25日から 12月 1日までを「犯罪被害者週間」と定めています。

ひがいしゃ 被害者や、その家族が受ける苦しみ



犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穀が脅かされたりするなど二次的な被害を受けるといった問題が指摘されています。犯罪被害者とその家族の人権に配慮することが必要です。

(法務省「人権の擁護」引用)

犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」が成立。それに基づき「犯罪被害者等基本計画」が作られ、現在「第4次犯罪被害者等基本計画」として、犯罪被害者等の視点に立った支援が盛り込まれています。

- ・カウンセリング体制の整備
- ・犯罪被害給付制度など

詳しくは、「福岡県犯罪被害者等支援の手引き」をご参照ください。

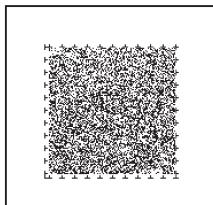
犯罪被害は自分には関係ない遠い世界の話ではありません。ある日突然、自分や家族などが被害にあうかもしれませんし、十分な正しい情報を知らないままSNSなどで発信することで被害者を傷ついている場合があるかもしれません。この問題についても、まず正しく知ることが大切です。被害者等の置かれている状況を理解し、私たちにできることがいか考へてみませんか。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23 勤労感謝の日	24	25	26	27	28
29	30	11月 児童虐待防止推進月間 厚生労働省では、2004(平成16)年度から「児童虐待防止法」が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に広報・啓発活動を実施しています。				

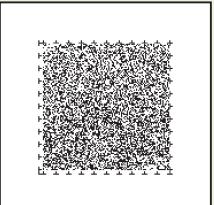
11月 過労死等防止啓発月間

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組みが行われています。この月間は、「過労死等防止対策推進法:2014(平成26)年11月施行」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施されており、各都道府県においては、無料の電話相談を行っています。

11月 2026



Uni-Voice



ちが 違いを認めること

おせんべい わけたよ



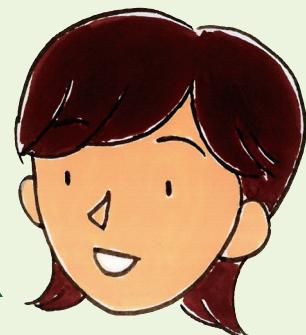
なかよくふたりで
わけました
ふくろにはいった
おせんべい
ふくろもふたつに
わけました

「おせんべいを食べていい？」と、子どもたちが聞いてきました。
しかし、残りは1袋しかありません。「二人でわけてね」と伝えま
すが、上の子が袋を開け、下の子に配るのだろうと考えていました。
実際は写真のように、文字通り二人で袋ごとわけています。
なんだか心がほっこりする出来事でした。



相手の考え方を受け止めるって、どういうこと？

「あなたはそう考えるんだね、私は違ったけど、それもありかもね」って認める事だと思うよ。
他人の考え方を受け止めたうえで、自分の考え方を伝えることも大事だよ。



さまざまな状況や状態にある人が社会では生活しています。すべての人がお互いの人権（幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいます。この「共生社会」を実現するためには、お互いの違いを理解し、尊重し合うことが必要です。

『二人でわける』方法は、たくさんあります。その中に“これが正解、というものはありません。その時や場合に適したものはあるかもしれません、それ以外のものが選べないなんてことはないです。

人はそれぞれ違います。違いを認めるということは、相手の考え方や行動、選択を「なんだね」と、受け止めるということではないでしょうか。

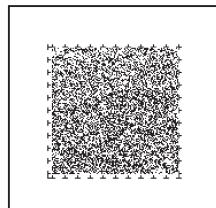
Uni-Voice

日	月	火	水	木	金	土
	12月4日～10日 人権週間 じん けん しゅう かん 1948年12月10日、国連総会において世界人権宣言が採択されたことを記念して、世界人権デーが制定されました。日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、全国各地で、また、この朝倉地区でも様々な啓発活動に取り組んでいます。	1	2	3	4	6
6	7	8	9	10	11	13
13	14	15	16	17	18	20
20	21	22	23	24	25	27
27	28	29	30	31		

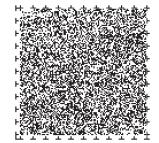
12月10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

2006(平成18)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民一人一人が、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

12月 2026

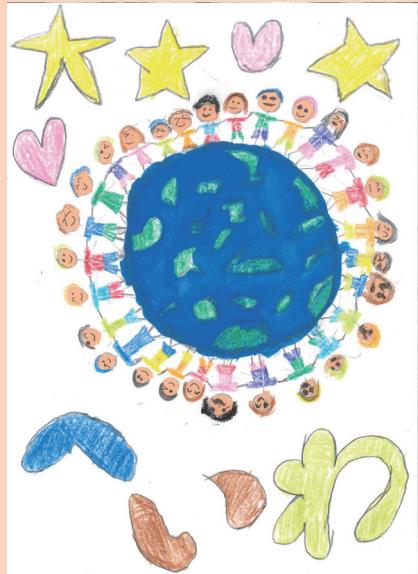


Uni-Voice



Uni-Voice

へいわ



ひがしお だ しょうがっこう
東小田小学校

かなやま りく

筑前町では町内の人権意識向上を図ることを目的に、
人権啓発デザイン画の募集を行っています。
対象は、町内在住の小・中学生です。
応募作品は、1人1点まで。(手書きのカラー作品に限る)

いのち



み なみ しょうがっこう
三並小学校

くらかけ えま

いじりって
いじめじゃ
ないんですか?



なか む た しょうがっこう
中牟田小学校

かわさき ちよ

て
手



や す ちゅうがっこう
夜須中学校

すぎ もと みなみ
杉本 碧愛

れいわ ねんど ちくぜんまち
令和7年度 筑前町
じんけんけいはつ が が
人権啓発デザイン画
にゅうしょう さくひん
入賞作品より

こんかい いけいさい
今回掲載は、各部門最優秀賞
かくぶ もんさいゆうしゅうしょう
ひだり しょうがっこう
※左から小学校1・2年生の部、小学校3・4年生の部、
しょうがっこう ねんせい ぶ
小学校5・6年生の部、中学生の部
ねんせい ぶ
ちゅうがくせい ぶ



様々な人権問題に心を尽くした人々の…

ベアテ・シロタ・ゴードン
[1923(大正12)年10月25日~2012(平成24)年12月30日]

家族生活における個人の尊厳と、
両性の平等…『ベアテの贈りもの、



『1945年のクリスマス』
(柏書房、以下「自伝」)書影より
日本国憲法に「男女平等」を書いた女性の自伝

『人物伝シリーズ⑧』

日本国憲法の草案(原案)に、「男女平等」を書いた女性!!

ベアテ・シロタ・ゴードンは、ウィーンに生まれ、ロシア系ユダヤ人の両親の元で、反ユダヤ主義の動きや世界大戦に翻弄され続けた生活を送りました。少女時代(5~15歳)に日本で過ごした体験や堪能な語学力等から、戦後、GHQ(連合国軍総司令部)民間人要員【日本民主化の任務→憲法草案作成等】の一人として、再来日することに…!!

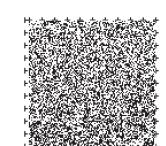
人権に関する委員会に任命された時のことをベアテは、「父母の引き合せた糸の先に、必然的にたらされた運命かもしれない。全力を尽くさなければ…という強い使命感が、私の沸き立つような興奮を抑え、冷静にさせていた。※1」と記しています。

ベアテは各国の憲法を参考に、幼い頃見聞きした日本女性のおかれた厳しい立場を踏まえ、両性の本質的平等(性別によって、役割や生き方を押し付けられない)の理念から、人権規定に係る草案作成に尽力しました。この精神は、第24・25・27条に生かされています。また、第14条第一項【法の下の平等】の草案も起草しました。

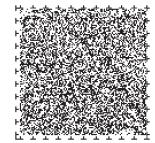
【日本国憲法 第24条】婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

※2【のみ】→こうした強調表現は草案ではなく、両性の合意のみの挿入にこだわった、当時の松本治一郎 参議院議長の熱い想いが…!!

※1 『自伝』p145の3~6行目
引用…中段「」



朝倉地区人権啓発情報センター事業



各種研修会実施事業

- 研修プログラムの開発・提供
- 住民向け研修会の実施及び支援
- 企業研修への支援
- 行政職員研修の実施
- 教職員研修会への支援
- その他、東峰村・筑前町・朝倉市が実施する研修会への支援など



住民啓発事業

- 朝倉地区人権・同和教育研究会の実施
- 人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」の編集・発行
- 「ニコニコひろがる!ひまわりのはな運動」の実施
- 企画パネル展の実施
- 人権映画上映会
- の実施など



人権相談事業

各種人権問題に関する
ご相談をお受けします。
電話相談にも応じます。

秘密は厳守されます！
お気軽にご相談ください

お問い合わせ

情報収集・提供事業

- 人権問題に関する情報収集・提供
- 人権ライブラリー(ビデオ・DVD・書籍)の閲覧、貸出
- ホームページによる情報発信
- 研修会講師の情報収集・提供
- 「住民意識調査」の実施及び分析、活用

各種人権団体・機関連携事業

- 朝倉市人権・同和教育推進協議会
- 筑前町人権・同和教育推進協議会
- 東峰村人権教育推進協議会
- 朝倉人権擁護委員協議会
- 朝倉地区企業内同和問題推進協議会
- 久留米地域人権啓発活動ネットワーク協議会
- その他各種団体との連携

朝倉地区人権啓発情報センター

〒838-1302 福岡県朝倉市宮野1997(朝倉地域生涯学習センター2F) TEL 0946-52-1182 (平日8:30~17:15) FAX 0946-52-1162
Email jinken-center@city.asakura.lg.jp ホームページ <https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1582013857054/index.html>

各種相談窓口情報（保存版）

DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談

お問い合わせ	電話番号
配偶者暴力相談支援センター	0946-24-5780 (月～金 8:30～17:15) 祝日、年末年始除く
福岡県あすばる相談ホットライン	092-584-1266 (火～日、月祝日 9:00～16:30) ※金曜(祝日除く)は18:00～20:30可 8/13～8/15、年末年始除く
福岡県配偶者からの暴力相談電話	092-663-8724 (月～金 17:00～24:00)(土、日、祝 9:00～24:00) 年末年始除く
朝倉市 男女共同参画推進室	0946-62-3375 (月～金 9:00～16:00) 祝日、年末年始除く
筑前町 男女共同参画センター「リブラ」	0946-22-3996 (月～金 8:30～17:15) 祝日、年末年始除く
筑前町 ちくぜん女性 ホットライン	092-513-7337 (月、水～金 12:00～19:00) 祝日、年末年始除く(土 10:00～17:00) 祝日、年末年始除く
東峰村 住民福祉課	0946-74-2311(代表) (月～金 8:30～17:15) 祝日、年末年始除く

DV 相談ナビ

8008 (最寄りの相談機関へ自動転送)

※緊急な場合は110番へおかけください。

ハラスメント(職場のいじめ等)に関する相談

お問い合わせ	電話番号(祝日・年末年始除く)
福岡県筑後労働者支援事務所	0942-30-1034 (月～金 8:30～17:15)

高齢者に関するよろず相談

市町村名	お問い合わせ	電話番号(祝日・年末年始除く)
朝倉市	秋月・甘木地域包括支援センター(ラ・バス内)	0946-23-1322(代表) (月～金 8:30～17:15)
	南陵・十文字地域包括支援センター(きらぐ荘内)	0946-21-1837(直通) (月～金 8:30～17:15)
	比良松・杷木地域包括支援センター(いしづえ荘 在宅部内)	0946-23-8823(直通) (月～金 8:30～17:15)
筑前町	筑前町地域包括支援センター(めくばーる健康福祉館内)	0946-22-0171(直通) (月～金 8:30～17:15)
東峰村	東峰村地域包括支援センター(東峰村役場小石原庁舎内)	0946-74-2311(代表) (月～金 8:30～17:15)

障がいに関する相談

市町村名	お問い合わせ	電話番号(祝日・年末年始除く)
朝倉市	福祉事務所 障がい者福祉係	0946-28-7551(直通) (月～金 8:30～17:15)
筑前町	福祉課生活福祉係 筑前町社会福祉協議会	0946-23-8490(直通) (月～金 8:30～17:15) 0946-42-4555(直通) (月～金 8:30～17:15)
東峰村	住民福祉課 東峰村社会福祉協議会	0946-74-2311(直通) (月～金 8:30～17:15) 0946-74-2012(直通) (月～金 8:30～17:15)

就職採用選考で違反質問などの差別を受けた場合の相談

ハローワーク朝倉 **0946-22-8609**(月～金 8:30～17:15)

人権・同和問題に関する相談

◆あらゆる人権問題に関する相談

お問い合わせ	電話番号(祝日・年末年始除く)
ふくおか人権ホットライン 弁護士無料法律相談	092-724-2644 (第4金曜日 15:00～18:00) ※相談時間(約30分間)
福岡法務局朝倉支局 朝倉人権擁護委員協議会	0946-22-2455(代表) (月～金 8:30～17:15)
朝倉地区人権啓発情報センター	0946-52-1182(直通) (月～金 8:30～17:15)
朝倉市 人権・同和対策課	0946-52-1174(直通) (月～金 8:30～17:15)
甘木総合隣保館	0946-22-6294 (月～金 8:30～17:15)
杷木人権啓発センター	0946-62-1032 (月～金 8:30～17:15)
筑前町 人権・同和対策室	0946-42-6612(直通) (月～金 8:30～17:15)
筑前町立隣保館	0946-24-4344 (月～金 8:30～21:00)
東峰村 住民福祉課	0946-74-2311(代表) (月～金 8:30～17:15)

子育て等に関する相談

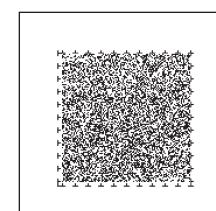
市町村名	お問い合わせ	電話番号(祝日・年末年始除く)
朝倉市	子ども未来課 家庭児童母子相談	0946-22-1112(代表) (月～金 8:30～17:15)
	こども家庭センター あさくらっこ	0946-28-7340(代表) (月～金 9:00～17:00)
筑前町	みらい こども未来センター	0946-42-6582(直通) (月～金 9:00～17:00) 0120-24-7874 (月～金 9:00～17:00)
東峰村	じゅうみん ふく し か 住民福祉課	0946-74-2311(代表) (月～金 8:30～17:15)

福岡県久留米児童相談所

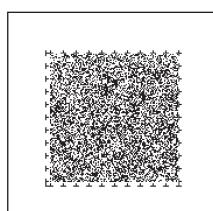
0942-32-4458 (24時間対応)

◆「いじめ」「虐待」など、子どもの人権問題に関する相談

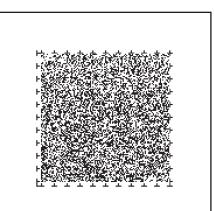
子ども人権110番 **0120-007-110**(月～金 8:30～17:15)
全国共通ダイヤル **1189** (24時間対応)



Uni-Voice



Uni-Voice



Uni-Voice

※この内容は、2025(令和7)年10月現在で作成しています。



とうほうむら
東峰村



ちくぜんまち
筑前町



あさくらし
朝倉市

じんけんけいはつさつし 人権啓発冊子カレンダー「ひらけ未来に」(第36集)

へんしゅう
編集／「ひらけ未来に」編集委員会 2025(令和7)年12月発行
みらい
れいわ
ねん
がつはっこう
はつこうしゃ
あさくらち
くじんけん
どう
わ
きょう
いくすい
しん
れん
ら
くきょう
ぎ
かい
発行者／朝倉地区人権・同和教育推進連絡協議会

こうせいそしき
(構成組織)

とうほうむら
じんけんきょういくすいしんきょう
ぎ
かい
東峰村 人権教育推進協議会
ちくぜんまち
じんけん
どう
わ
きょう
いくすい
しん
きょう
ぎ
かい
筑前町 人権・同和教育推進協議会
あさくらし
じんけん
どう
わ
きょう
いくすい
しん
きょう
ぎ
かい
朝倉市 人権・同和教育推進協議会

じむきょく
(事務局)

〒838-1302

ふくおかけんあさくらし
福岡県朝倉市宮野1997番地

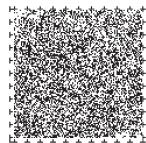
あさくらち
く
じんけん
けい
はつ
じょう
ほ
う
朝倉地区人権啓発情報センター内

T E L 0946-52-1182

F A X 0946-52-1162

E-mail jinken-center@city.asakura.lg.jp

ホームページ <https://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1582013857054/index.html>



Uni-Voice

さっし
い
けん
かんそ
う
き
てん
し
– この冊子カレンダーについてのご意見やご感想、お気づきの点があればお知らせください。 –